

請 願 ・ 陳 情 処 理 報 告

請願・陳情受理番号	所 管	提出者	件名並びに処理経過及び処理結果
元年－１１ (元. 6. 5)	生活環境	(個人)	消費生活センターにおける「斡旋」の方法について これまで電子メールや問合せフォーム等でしか連絡ができない相手事業者に対して、当センターが電子メールで連絡を取ることは行っていなかった。 今後は、相談者が希望される場合は、相手方事業者に対して当センターへの連絡を促す電子メールを送る取継ぎを行うこととする。

請 願 ・ 陳 情 処 理 報 告

請願・陳情受付番号	所 管	提 出 者	件名並びに処理経過及び処理結果
陳情 元年 - 12 (元. 6. 7)	教 育	(個人)	小中学校通学路等における安全確保の推進と、危険箇所の再点検について 小中学校通学路等の危険箇所の点検については、従来から市町村において「通学路交通安全プログラム」の取組の中で実施されている。 県教育委員会としては、令和元年度も5月に各市町村教育委員会に対して「通学路の安全点検の実施」について通知した。これに基づき、各学校が、保護者や地域住民と連携して通学路の安全点検を実施し、危険箇所と思われる場所を調査したところである。 また、県教育委員会では、各市町村教育委員会担当者、県警及び県土整備部担当者を集めた「通学路安全対策担当者会」を令和元年7月31日に開催し、安全対策強化につながる合同点検の実施方法等について周知徹底を図った。 今後、各市町村においては、各学校の点検を踏まえ、道路管理者・警察・行政・校長等関係者が合同点検を行うとともに、各市町村に設置された「交通安全推進会議」等を開催し、点検結果を踏まえた対策を検討される。